

令和4年度 小野町社会福祉協議会 事業計画

I 基本方針

超高齢社会の進展や人口減少といった社会状況の変化に加え、新型コロナウイルス感染症拡大は町民の価値観や生活様式に大きな影響をもたらしました。特に政府が発出した緊急事態宣言を受け、収入の減少や不安定な雇用情勢などにより生活に困難を抱える住民が急増したほか、これまで地域で展開されていた活動が中止を余儀なくされ、多くの住民が生活に不安を強いられる状況となりました。これまで以上に、地域課題・生活課題が多様化してきています。

このような状況において、地域の力で支える「地域共生社会」の実現が重要課題とされ、地域住民、事業者、関係団体、ボランティア、行政機関等が、地域の一員としてそれぞれの役割のもと、連携し、支え合っていく「我が事・丸ごと」の地域づくりが推進されています。全国社会福祉協議会においても「全社協 福祉ビジョン2020」を策定し、国が進めている「地域共生社会」及び国際的に進められている「持続可能な寛逸目標 (SDGs)」の「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現という2つの方向性をもとに、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けて取り組むことが示されています。

小野町社会福祉協議会においても、地域共生社会の実現に向けた協働の中核を担う組織として、「一人一人の生活課題に丁寧に対応し、多様な主体の連携（「連携・協働の場」の創出・活性化）により総合的に支援するとともに、誰にも居場所や役割のある地域づくり（誰もが孤立しない地域づくり）を進めていくことを使命とし、各部門における取り組みを組織全体で推進いたします。

II 重点目標

- 1 誰もが支え合う地域づくりを推進するため、地域の各種団体との連携・協働による取り組みを維持し、地域のつながり強化を推進する。
- 2 町民のボランティア活動への理解を深め、参加を促進するための新たな仕組みづくりを推進する。
- 3 地域包括支援センターを中心として高齢者の介護予防、健康づくり、生活支援を推進する。
- 4 コロナ禍に求められる地域福祉サービスの充実を推進する。
- 5 相談支援事業の充実により障がい者福祉施策の拡充を推進する。
- 6 介護事業部門における新型コロナウイルス感染症予防対策の徹底を図る。
- 7 社会福祉法人としての組織体制の整備と財政基盤の強化を図る。

Ⅲ 事業概要

【令和4年度予算額】

1 法人運営事業 【28,925千円】

(1) 役員会等の運営

法人運営に係る重要事項の議決機関である評議員会、業務執行の決定や職務執行の監督を担う理事会等の運営を行います。

内容	会議名（開催時期）
理事会	第1回 理事会（令和4年6月上旬） 第2回 理事会（令和4年11月中旬） 第3回 理事会（令和5年3月中旬）
評議員会	定時評議員会（令和4年6月中旬） 第1回 評議員会（令和4年11月下旬） 第2回 評議員会（令和5年3月下旬）
監事会	決算監査（令和4年5月下旬） 上半期監査（令和4年10月下旬）
評議員選任・解任委員会	評議員選任・解任委員会（令和4年6月中旬）

(2) 人事管理

ア 職員の資質の向上を図るため、年間の研修計画を作成し、積極的に職員の育成を行います。

イ 職員の労務管理

(ア) 給与及び勤怠管理

職員の勤怠を管理し、給与の支給事務を行います。

(イ) 福利厚生

健康保険等各種社会保険の手続きを行います。また、職員の勤労意欲の向上を図るため、福利厚生の増進に努めます。

(ウ) 安全衛生及び健康管理

職員定期健康診断等を実施し、職員の健康保持に努めるとともに、職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成を促進します。

(3) 経理事務

会計帳簿の作成、整理及び保管、予算、決算、事業計画及び事業報告の調製、資産及び負債の管理等、法人の支払資金収支状況、経営成績及び財務状態を把握し、適切な経理事務を行います。

(4) 会員募集

地域福祉の推進を目的として、本会の事業に賛同する会員の増加を図り、その会費を地域福祉活動の財源とします。

ア 一般会費 年額 300円(各戸)

イ 特別会費 年額 3,000円

(5) 広報啓発活動

本会の事業等について、実施内容等を町民に周知します。

内容	発行予定日	部数
社協だよりの発行	令和4年6月下旬 令和4年10月下旬 令和5年2月下旬	3,300部
ホームページの更新	随時	

(6) 苦情への適切な対応

苦情解決にむけた第三者委員会議を開催し、本会に対する福祉サービスに関する苦情の解決方法について助言を受けることにより、本会が提供する福祉サービスの一層の向上を図ります。

会議名	会議名（開催時期）
第三者委員会議	第1回 第三者委員会議（令和4年8月上旬）

(7) 心配ごと相談事業

日常生活のあらゆる心配ごとの相談に無料で応じ、適切な助言、適正な機関を紹介する等問題解決への手助けを図ります。

- ア 町、包括支援センター、福祉施設等の連携を行います。
- イ 継続的な支援を行います。
- ウ 社会資源を効果的に活用します。

(8) 生活困窮者自立支援事業

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い人を対象に、相談支援を実施するほか、就労支援（就労に向けた準備支援を含む）、安定した生活に向けての関係機関との連携、福祉基金などの貸付を行います。また、生活福祉資金貸付事業にもつなげます。

ア 福祉基金貸付事業（町社協）

低所得者に対し、無利子、無担保の資金の貸付を行い自立更生を促し、生活の安定を図るため貸付を行います。

イ 自立相談支援事業

生活保護に至る前の生活困窮者に対する支援強化として就労相談受付後、生活自立サポートセンターへの紹介を実施します。

(9) 日常生活自立支援事業（愛称 あんしんサポート事業）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活を送ることができるように、本事業の専門員及び生活支援員が利用者との契約に基づき、次の支援等を行います。

ア 福祉サービスの利用援助

福祉サービスの利用に関する相談、情報提供及び各種サービスの利用手続きを援助します。

イ 日常的金銭管理サービス

日常的な生活に必要な預金の払い戻しや公共料金、税金、家賃、医療費等の支払いを援助します。

ウ 書類等の預かりサービス

定期預金の通帳、年金証書、判子、保険証書、不動産の登記済権利証を金融機関貸金庫で保管します。

(10) 火災等による罹災者への支援

火災及び風水害により罹災した町民に、自立した生活の開始を支援するため、物資等の支援を迅速に行います。

(11) 拠点福祉避難所設置

災害後、町からの要請により拠点福祉避難所を開設します。安全に運営をするため、関係機関と連携を図り、高齢者、障がい者等の受入れをいたします。

(12) 敬老会事業（町との共催事業）

永年、社会の発展に貢献されてきた高齢者のご労苦をねぎらい、健康と長寿をお祝いすることを目的として実施いたします。

(13) 百歳賀寿事業

満百歳の誕生日を迎えた方に対し、記念品を贈呈し、その長寿を祝い、高齢者の健康の増進に努める意欲を高めることを目的に、賀寿贈呈を行います。（予定者8名）

2 地域福祉事業

【2,732千円】

(1) 小野町子ども食堂試験的運用事業

子供たちの食育、居場所づくり、高齢者や障がい者を含む地域住民との交流、町民のボランティア活動を通じて地域福祉意識の向上を目的に、令和4年度は試験的運用を実施し、その結果と課題等の検証を行います。

(2) おのまちあったかサロン（高齢者サロン）

高齢者が気軽に集まり、通いの場として、生きがいと地域の支え合いの力を高めることを目的に、小地域での事業の推進及び体制整備と強化に努めます。

また、住民同士の顔が見られる関係づくりに努め社会的孤立をふせぎ、生活状況の問題を早期に把握する見守りや、支援体制づくりを進めて参ります。

内容	開催時期
代表者意見交換会	令和4年8月上旬
各サロン（19地区）	毎週1回開催地区 14地区 毎月1回開催地区 5地区

(3) おのまちのびのび元気サロン（障がい者サロン）

子供たちの子育てについて、気軽に語らいができる情報交換の場を設け、子育て親子の絆、仲間づくりと地域社会における元気な子供たちを育むための活動支援を行います。

内 容	開催時期
のびのび元気サロン	毎月開催

(4) 地域福祉活動団体支援

社会福祉団体の組織強化及び福祉事業の健全な発展を促すため、団体が実施する事業に対して助成をします。

ア 地域の安心、安全見守り活動のため小野町民生児童委員協議会、小野町行政区長会への支援及び援助を行います。

イ 地域のボランティア活動や福祉施設等のボランティア活動のため日赤奉仕団への助成を行います。

ウ 地域団体支援のため老人クラブ連合会事務局業務を行います。

エ 福祉団体及び各学校へのボランティア活動や地域貢献事業等への支援及び援助を行います。

(5) 在宅福祉サービス事業

在宅において、寝たきり等の状態にある高齢者及び障がい者に対し、衛生的で快適な日常生活がおくれるよう次のサービスを行います。

ア 寝具クリーニングサービス事業

前年度までの寝具丸洗い乾燥消毒サービス事業を見直し今年度より新たに寝具クリーニングサービス事業として事業を展開する。(6月、12月実施)

イ 訪問理髪サービス事業

在宅において、理容師が散髪、髭剃りのサービス年4回行います。

(6) 福祉車輛・備品貸出事業

身体機能の低下や障がい等で歩行困難な状況にある方に、日常生活での外出支援や社会参加の促進を図ることを目的に、車いすのまま乗降が可能な福祉車輛の貸出と歩行困難な高齢者や障がい者の方へ車椅子の貸出を行います。また、テント、炊き出しセットなどの地域福祉活動用物品の貸出をします。

(7) 福祉教育

児童、生徒や一般市民の福祉意識及び人権意識の高揚を図り、将来の地域福祉の担い手を育成するため、学校や地域における福祉体験学習等を支援します。

ア 小野高校臨時講師派遣

イ 高齢者疑似体験セット貸出

3 寄附金事業 【899 千円】

小野町社会福祉協議会では、地域福祉の推進に必要な財源として、本会の活動や事業の趣旨に賛同し、応援して下さる町民の皆様や企業・団体からの寄附金を受け付けています。

4 資金貸付事業 【160 千円】

(1) 生活福祉資金貸付事業(県社協)

低所得者、障がい者、高齢者世帯に対し、生活意欲の向上、経済的自立及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにするため、次の資金の貸付を行います。また、長期滞納者に対しては、文書、電話又は訪問による償還指導を行います。

ア 総合支援資金

(ア) 福祉費

緊急小口資金

(ウ) 一時生活再建費

イ 福祉費

(ア) 生活支援費

(イ) 住宅入居費

ウ 教育支援資金

エ 不動産担保型生活資金

オ 臨時特例つなぎ資金

5 ボランティアセンター事業 【218 千円】

(1) ボランティア活動の推進

ア 住民の方が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるために、支え合い活動をベースにしたボランティア活動を推進していきます。また、人材育成の強化や資質向上、連携強化を図り、拠点であるボランティアセンター機能の充実とボランティア団体及び小中学校への活動等の支援を強化します。

イ ボランティアコーディネーターにより、ボランティア活動に関する情報提供、受入れに関する調整その他相談を行います。

(2) ボランティアの育成研修（ボランティア養成講座）

ボランティア活動への参加を促すため、町民を対象にボランティアニーズに対応できる、ボランティアの養成を目的として実施します。

(3) 災害救援のための体制の構築

災害発生時に速やかに災害ボランティアセンターを設置し、町やボランティア、また近隣市町社会福祉協議会と連携し、迅速かつ効果的に被災者の生活復旧を支援するため、災害救援のための体制の構築を図ります。

6 共同募金事業

【1,196千円】

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組みを応援する、「自分の町を良くするしくみ」として行われています。地域福祉推進のため、募金活動の広報啓発活動（情報誌やホームページの活用）を推進し、活動の紹介や情報を提供します。

(1) 赤い羽根（運動期間を10月1日～11月30日）

ア 募金方法

「戸別募金」、「学校募金」、「法人募金」、「職域募金」を行う。また、「街頭募金」として、町内のおのショッピングプラザにて募金活動を行います。

イ 募金されたお金の使い道。

(ア) 各福祉団体への助成

(イ) 県域全体の福祉施設、福祉団体への援助及び災害時の積立。

(2) 地域歳末たすけあい（運動期間を12月1日～12月28日）

ア 募金方法

「戸別募金」、「学校募金」、「法人募金」、「職域募金」を行う。

イ 募金されたお金の使い道

支援を必要とする人たちが安心して暮らすことが出来るよう配分を行う。

7 相談支援事業

【6,774千円】

障がい者（児）等からの相談に応じ、必要な情報の提供、サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

(1) 生活に関する相談

(2) 障がい福祉サービス等利用計画の作成

ア アセスメント(課題分析)

イ ケアプラン作成

ウ サービス担当者会議

エ 利用者への説明と同意

オ ケアプラン確定

カ サービス利用開始

キ モニタリング

ク 評価

(3) 障がい福祉サービス利用相談

(4) 権利を守る相談

(5) 地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援

8 小野町地域包括支援センター事業 【22,418千円】

高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、介護だけでなく福祉、健康、医療などさまざまな分野から総合的に高齢者とその家族を支え、地域の窓口となり、高齢者本人の方はもちろんのこと、家族や地域住民の悩みや相談を、適切な機関と連携して解決して行きます。

- (1) 包括的支援事業
 - ア 総合相談業務
 - イ 権利擁護業務
 - ウ 包括的・継続的ケアマネジメント業務
 - エ 介護予防ケアマネジメント業務
- (2) 指定介護予防支援事業
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業
- (4) 地域包括ケアシステムの構築
 - ア 地域ケア会議
 - イ 在宅医療・介護連携推進事業
 - ウ 認知症施策事業
 - エ 生活支援体制整備事業

9 居宅介護支援センター事業 【21,854千円】

介護保険制度における指定居宅介護支援事業所として、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくために要介護認定を受けた方のケアプランを作成し、関係各所との連携強化を図りながら、要介護者の自立した在宅生活を支援します。

- (1) 介護サービスに関する相談
- (2) 希望に沿ったケアプラン（介護サービス計画）の作成
 - ア アセスメント（課題分析）
 - イ ケアプラン作成
 - ウ サービス担当者会議
 - エ 利用者への説明と同意
 - オ ケアプラン確定
 - カ サービス利用開始
 - キ モニタリング
 - ク 評価
- (3) 介護保険の申請・代行・更新・変更の手続き
- (4) 住宅改修の相談・手続き
- (5) 福祉用具貸与・購入・手続き

10 デイサービスセンター事業 【102,246千円】

食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や介護を日帰りで提供するサービスです。

- (1) 介護予防通所介護事業
 - 要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）、あるいは状態がそれ以

上悪化しないようにすることを目的とし、介護予防サービス(要支援1・2)を対象にしています。

(2) 通所介護事業

介護を必要とする利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常の世話及び機能訓練を行い心身の機能の維持並びに利用者家族の負担軽減に努め、要介護サービス(要介護1～5)の方を対象にしています。

(3) 認知症対応型通所介護事業

認知症の利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練(リハビリテーション)等を行います。

(4) デイサービス行事

月	内 容
4	お花見散歩
7	七夕会
8	夏祭り
9	デイサービスセンター敬老会
10	運動会
12	クリスマス会、点灯式
1	新年会
2	節分

11 日本赤十字社事業

日本赤十字社は、国内の災害時の救護をはじめ、国外の紛争・自然災害の被害者に対する緊急救援活動などさまざまな人道的活動を行っています。小野町分区として、社員募集のお願いと、非常災害発生時の救護活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、救護装備の充実、整備を行います。

(1) 社員募集 (5月～6月)

ア 一般社員 500円以上

イ 特別社員 2,000円以上

(2) 非常災害発生時の救護活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、救護装備の充実、整備を図るとともに、被災者に応急救援物資を配布しています。

その他、火災や風水害で住居が被災した場合、毛布・緊急セット等の給付と見舞金の支給があります。